

第 1 章 計画の策定にあたって

- 第 1 節 都市計画マスタープランとは
- 第 2 節 計画策定の趣旨
- 第 3 節 計画の位置づけ
- 第 4 節 計画の構成
- 第 5 節 計画の目標年次と対象区域

第1章 計画の策定にあたって

第1節 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2によって規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定める計画です。

また、市町村自らが都市づくりの将来ビジョンを確立し、将来の都市像や都市づくりの目標を実現するため、土地利用や都市施設等の方針を明らかにする計画であり、長期的・総合的な都市づくりの指針としての役割を果たします。

第2節 計画策定の趣旨

神戸町（以下、「本町」という。）では、これまで5期にわたって「神戸町総合計画」を策定し、まちづくりを進めてきました。また、土地利用や都市施設等の都市計画については、昭和46年3月に1市3町からなる線引きの大垣都市計画区域が決定され、以降は、「大垣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に基づき、岐阜県とも連携を図りながら具体的な施策・事業を進めてきました。

この間、本町では積極的な工業誘致を進めつつ、各種の土地利用規制により無秩序な開発を防ぐことで、豊かな田園環境と工業を中心とする産業が共存する都市として発展を遂げてきました。

しかし、平成17年には人口減少に転じており、特に、都市計画法等により土地利用が強く規制されている本町においては、集落での人口減少・地域活力の低下等が問題となっているほか、市街地においても同様の問題が顕在化しつつあります。さらに、平成26年には人口減少と少子高齢化の進行を背景に「消滅可能性都市」に位置づけられたことを受け、人口減少を抑制し、本町の活力を維持するための取組みが議論されるようになりました。

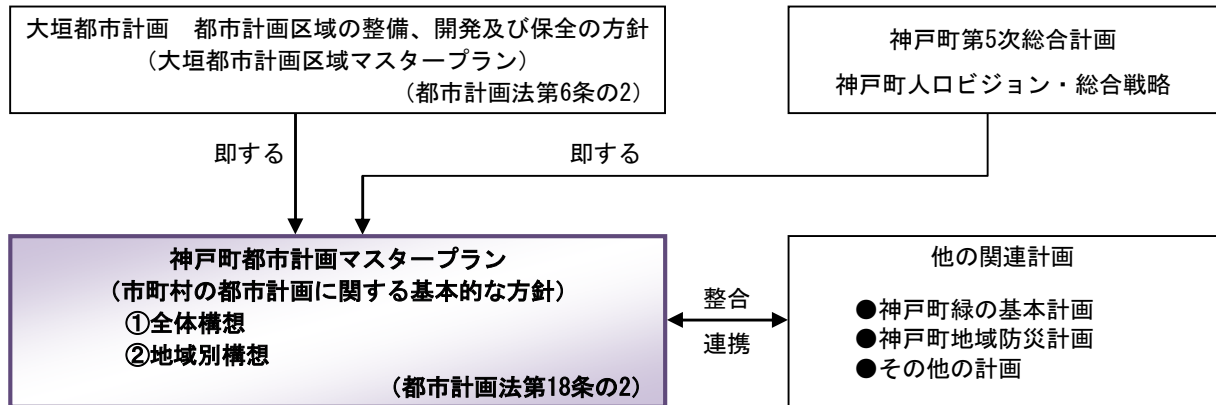
また、本町の主要な公共交通である養老鉄道についても、人口減少やモータリゼーションの進展等を背景に利用者の減少が進んでおり、今後どのように持続可能な地方鉄道として維持していくかが課題となっています。

一方、平成31年度に東海環状自動車道の（仮称）大野・神戸ICの開設が予定されている本町では、広域交通の利便性向上に伴う企業誘致の可能性も十分にあることから、この機会を活かし、積極的に企業誘致を進め、雇用を創出し、働く世代の移住・定住を促進することで活力を維持する必要があります。

こうした本町の都市づくりに関する様々な課題に対応するためには、将来都市像を示し、具体的な土地利用や都市基盤といった都市計画の方向性を共有する必要があることから、「神戸町都市計画マスタープラン」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

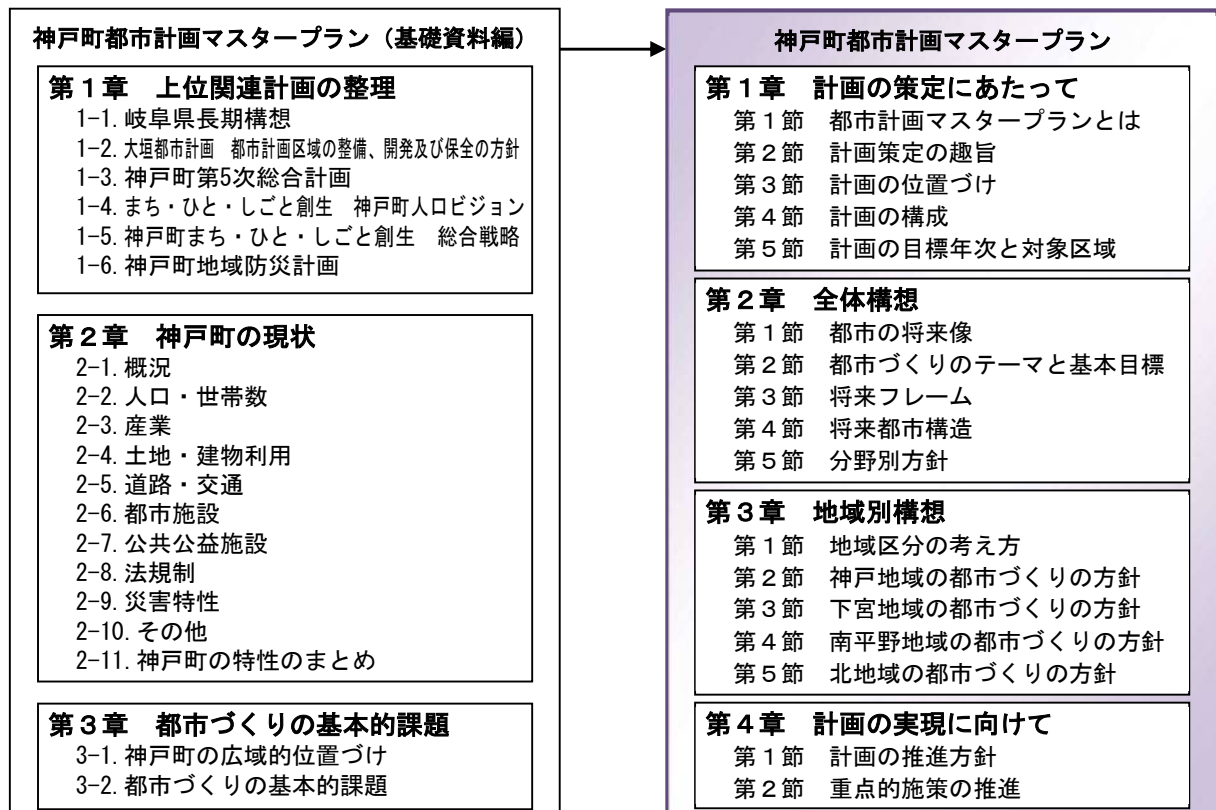
第3節 計画の位置づけ

本計画は、岐阜県が広域的な観点から都市計画の方針を定めた「大垣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と本町が策定する「第5次神戸町総合計画」を上位計画として、これらに即するとともに、各種の関連計画と整合を図りつつ定めます。



第4節 計画の構成

本計画は、本町の現状・特性をまとめ、都市づくりの課題を整理する「基礎資料編」を踏まえ、「計画の策定にあたって」「全体構想」「地域別構想」「計画の実現に向けて」の全4章で構成します。



第5節 計画の目標年次と対象区域

都市計画マスタープランは、長期的な展望のもとで都市づくりを考える必要があるため、計画の対象期間は、概ね20年後のまちの姿を見据えたうえで、10年後の姿を目指すことが望ましいとされています。

そこで、本計画は、上位計画である「神戸町第5次総合計画」と整合を図り、平成28年度の策定（基準年次）からおおむね10年後の平成36年度を目標年次とします。

また、本計画の対象区域は、本町全域（都市計画区域全域）の18.78km²とします。



